

児童育成手当の新規申請を受け付け

5月申請分から、令和元年(平成31年)中の所得を対象に審査します。

所得制限限度額(下表参照)超過により、支給対象外となっていた方のうち、令和元年(平成31年)中の所得が所得制限限度額を下回っている方は、新規の申請をしてください。

手当は原則、申請受付日の翌月分から支給します。6月分から支給するためには、5月1日(金)から29日(金)までに申請手続きをしてください。現在手当を受給されている方は申請の必要はありません。

◆育成手当

18歳到達後の最初の年度末に達するまでの児童を養育しており、次のいずれかに該当する方。父子または母子家庭の方、父または母の保護命令や遺棄などの理由により父母以外で児童を養育している方、配偶者が重度の障害を有する方

【支給額】児童1人につき月額13,500円【必要書類】印鑑、申請者名義の口座のわかるもの(通帳・カードなど)、申請者及び支給対象児童の戸籍謄本(申請日の1か月以内に発行したもの)、マイナンバー関係書類(マイナンバーカードまたは通知カードと写真付きの身分証明書)、申請者の令和2年度課税・非課税証明書または所得証明書(マイナンバーの提供

により省略可)

◆障害手当

次のいずれかの程度の障害を有する20歳未満の児童を養育している方。愛の手帳1~3度程度、身体障害者手帳1~2級程度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症

【支給額】児童1人につき月額15,500円【必要書類】印鑑、申請者名義の口座のわかるもの(通帳・カードなど)、対象児童の身体障害者手帳または愛の手帳の写し、マイナンバー関係書類(マイナンバーカードまたは通知カードと写真付きの身分証明書)、申請者の令和2年度課税・非課税証明書または所得証明書(マイナンバーの提供により省略可)

申請必要書類を持参し、子育て支援課助成係☎042-497-2088へ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送でも申請を受け付けます。郵送での申請をご希望の方は、上記へお問い合わせください。



詳細はこちら

所得制限限度額表

扶養親族等の人数(人)	所得制限限度額
0	3,604,000円
1	3,984,000円
2	4,364,000円
以後加算(1人につき)	380,000円

募集

令和2年度 会計年度任用職員(専門職)を募集

区分	受験資格	人数
学童クラブ指導員	保育士の資格または教員免許を有する方、2年以上児童福祉事業に従事(常勤職員に準じた職務)した経験のある方	若干名
保育士	保育士証を有する方	
介護認定調査員	介護支援専門員の資格を有する方	

※地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、これまで任用してきた臨時・非常勤(一部除く)職員が、令和2年度から「会計年度任用職員制度」として名称・制度が変更されます。詳しくは、募集要項をご確認ください。

【募集要項】5月1日(金)~13日(水)の平日午前8時30分~午後5時に職員課で配布(市ホームページからもダウンロード可)

【申請】いずれの区分も5月1日から13日までの平日午前8時30分~午後5時に所定の用紙に必要事項を

記入し、資格を証明するものの写しを添えて直接窓口または郵送(5月13日必着)で職員課職員係☎042-497-1843へ



詳細はこちら

清瀬市都市計画マスタープランを改定

市では、清瀬市長期総合計画に掲げたまちの将来像の実現に向け、「清瀬市都市計画マスタープラン」に基づいたまちづくりの取り組みを進めてきました。

策定から20年が経過し、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、環境問題や安全・安心に対する市民の関心の高まりや科学技術の発展など、市を取り巻く社会状況が大きく変化しました。こうした状況を踏まえ、都市の将来像を明確にするとともに、まちづくりの更なる推進を図るため、令和2年3月に都市計画マスタープランの改定を行いました。

都市計画マスタープランの詳細な内容などは市ホームページ(下記二次元コード参照)をご覧ください。

【問い合わせ】まちづくり課まちづくり係☎042-497-2093



詳細はこちら

4月分から「児童扶養手当」の手当額が変わります

令和元年全国消費者物価指数の実績値(対前年比+0.5%)が公表されたことに伴い、令和2年4月分以降の児童扶養手当額は、0.5%引き上げとなりました(下表1参照)。

子育て支援課助成係☎042-497-2088
※令和2年度の児童扶養手当の支給日・支給内訳は下表2を参照。詳細はこちら



詳細はこちら

4月分からの児童扶養手当額(表1)

月額	令和2年3月分まで	令和2年4月分から
全部支給	42,910円	43,160円
一部支給	42,900円~10,120円	43,150円~10,180円
第2子加算	全部支給	10,140円
	一部支給	10,130円~5,070円
第3子以降加算	全部支給	6,080円
	一部支給	6,070円~3,040円

支給日・支給内訳(表2)

支給日	内訳
5月15日(金)	3月・4月分
7月15日(水)	5月・6月分
9月15日(火)	7月・8月分
11月13日(金)	9月・10月分
令和3年1月15日(金)	11月・12月分
令和3年3月15日(月)	令和3年1月・2月分

市民伝言板

春季市民卓球大会▶卓球好きの方、個人戦を楽しみましょう。ホームページをご覧ください。一般(小・中学生参加可)=6月7日、小・中学生=6月14日いずれも9時~(申込みは5月20日まで)、小・中学生500円、一般1,000円、連盟会員

【市民伝言板利用案内】

●6月15日号掲載希望の「催し物」の原稿は、5月7日午前8時30分から15日までの間に受け付け。先着25枠。9月15日号掲載希望の「サークル仲間募集」の原稿は、8月17日まで受け付け。
●利用案内は、市ホームページまたは秘書広報課で配布しています。必ずご確認ください。
☎秘書広報課広報聴係☎042-497-1808
☎042-491-8600 ✉kouhou@city.kiyose.lg.jp

800円、市民体育館、清瀬市卓球連盟・新村☎042-493-1009

軽自動車税(種別割)納税通知書を発送します

軽自動車税(種別割)納税通知書を5月1日(金)に発送します。

◆障害者手帳・愛の手帳などをお持ちの方の減免

障害者手帳・愛の手帳などが交付されている場合、期限内に申請すれば軽自動車税(種別割)が減免されることがあります。生計を一にする方が所有する軽自動車などについても減免の対象となります。

ただし、減免基準に該当していても、申請期限を過ぎてしまった

場合は、適用されませんのでご注意ください。

前年度に減免の申請をしている方には、納税通知書に申請書を同封しています。

減免基準は、手帳の等級などによります。詳しくは下記へお問い合わせください。

【納税期限】6月1日(月)

☎課税課市民税係☎042-497-2041



詳細はこちら

地域包括支援センターへのご相談をご希望の方は 事前にご連絡ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、高齢者に関するご相談をご希望の方は各地域包括支援センターへ直接の来所はお控えいただき、事前に電話でご連絡ください。

☎右表の各地区の地域包括支援センター(いずれも土・日曜日、祝日を除く午前8時30分~午後5時)

担当地区	問い合わせ先
松山	清瀬市 地域包括支援センター ☎042-497-2082
上清戸・中清戸・下清戸・元町	きよせ社協 地域包括支援センター ☎042-495-5516
竹丘・梅園・野塩	きよせ信愛 地域包括支援センター ☎042-492-1850
中里・下宿・旭が丘	きよせ清雅 地域包括支援センター ☎042-495-1370